

担い手積立年金

～しっかり積立、がっちりサポート 安心で豊かな老後を～

農業に従事されている方 老後生活への備えは十分ですか？

年間**60日**以上農業に従事されている方で、**60歳**未満の国民年金第1号被保険者（免除者を除く。）の方であれば誰でも加入できるのが農業者年金です。

〈農業者年金とは〉

サラリーマンなどは国民年金の上乗せ年金として、厚生年金や共済年金がありますが、農業者の上乗せ年金として、農業者年金があります。

〈農業者年金の特徴〉

保険料は月額2万円～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められます。

〈終身年金で80歳までの保証付き〉

農業者年金は、原則65歳から生涯受け取ることができ、仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳まで受け取れるはずであった農業者老齢年金額を、ご遺族（死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者や子、父母など）に死亡一時金として支給されます。

〈税制面で優遇措置〉

- ・支払われた保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。（1人当たり最高80万4千円）
- ・将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除が適用されます。

〈認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助〉

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、月額最高1万円の保険料の国庫補助があります。



詳しい農業者年金の内容や相談は最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金までお問い合わせください。

☎ 農業委員会 ☎282-1607
独立行政法人農業者年金基金 ☎03-3502-3942

生命保険料控除が変わります

税制改正により、平成25年度から住民税（町県民税）における生命保険料控除が見直され、今までの「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え「介護医療保険料控除」が新設され、計算方法が変わりました。平成24年1月1日以降に締結した保険契約が「新契約」として適用されます。また、平成23年12月31日以前に締結した保険契約は「旧契約」として今までと同じ計算方法になります。

〈新契約〉	〈適用限度額〉	〈旧契約〉	〈適用限度額〉
一般生命保険料控除	最高2万8千円	一般生命保険料控除	最高3万5千円
個人年金保険料控除	最高2万8千円	個人年金保険料控除	最高3万5千円
介護医療保険料控除(新設)	最高2万8千円		
合計	最高7万円	合計	最高7万円

☎ 税務課課税係 ☎282-1114

平成25年度町内保育園・幼稚園 園児募集

平成25年度の町内保育園の園児を下記のとおり募集します。
入園を希望される児童の保護者の方は、入所申込書を受付期間内に役場福祉課まで提出してください。
※みどりの里、滝尾幼稚園は直接園までお申し込みください。

町立	若葉保育園 (木倉) ☎282-0438	定員 120人 対象 生後6カ月から就学前 延長保育 朝・夕
	上野保育園 (上野) ☎284-2601	定員 45人 対象 0歳(離乳食完了)から就学前 延長保育 なし
	高木保育園 (高木) ☎282-2305	定員 60人 年齢 0歳(離乳食完了)から就学前 延長保育 夕のみ
私立	御船昭和保育園 (御船) ☎282-0174	定員 135人 年齢 生後2カ月から就学前 延長保育 朝・夕
	ぎんなん幼愛園 (陣) ☎282-0017	定員 90人 年齢 生後6カ月から就学前 延長保育 朝・夕
	滝尾たんぽぽ園 (滝尾) ☎282-7699	定員 20人 年齢 生後6カ月から2歳まで 延長保育 朝・夕
	みどりの里 (木倉) ☎282-0010	定員 100人 年齢 生後3カ月から就学前 延長保育 朝・夕
	滝尾幼稚園 (滝尾) ☎282-0937	定員 80人 年齢 2歳から就学前 預り保育 14時～19時まで

入所申込書は、11月19日(日)から児童福祉係で配布します。

〈受付期間〉

12月4日(火)～10日(月)※土日を除く
午前 10時～12時
午後 13時～16時30分

〈受付場所〉

4～5日 役場1階第一会議室
6～10日 児童福祉係(③番窓口)
※みどりの里、滝尾幼稚園の受付場所は異なりますので直接園までお問い合わせください。

〈申し込みに必要なもの〉

印鑑・入所申込書

〈注意事項〉

申し込みの際、就労や家族の状況、入所希望理由などの聞き取りを行います。
先着順ではありませんので、時間に余裕をもってお越しください。
☎ 福祉課児童福祉係 ☎282-1346

11月は児童虐待防止推進月間です。

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。

もしも一人で悩んでいたら、信頼できる人や相談機関へ相談してみてください。

あなたの連絡相談が子どもを守るとともに、子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

☎ 福祉課児童福祉係 ☎282-1346

気づくのはあなたと地域の心の目

虐待を受けたと思われる
子どもがいたら。

ご自身が出産や
子育てに悩んだら。

子育てに悩む
親がいたら。

児童相談所全国共通ダイヤル 0570-064-000